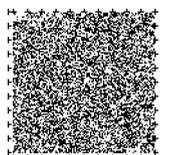


資料編



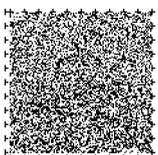
1 所沢市の主な取組

本市では、平成10年の第一次所沢市障害者計画の策定以降、障害者の権利を守り、自立した生活の実現と社会参加の促進を総合的に推進するため、様々な施策を実施してきました。これらの施策には、すべての市町村が実施することが義務付けられているものに加え、車いす等の補装具費の自己負担分に対する補助やグループホームを整備する事業者に対する補助、要約筆記者の養成から派遣まで一貫して行う体制の整備など、地域の実情を踏まえ、本市が独自に実施してきたものも含まれています。

これは、本市に、障害者リハビリテーションの中核機関である国立障害者リハビリテーションセンターがあり、市民の障害者への理解が、他市町村に先んじているという地理的特性に基づくものと言っても過言ではありません。

また、最近では、在宅の重度精神障害者に対する精神障害者アウトリーチ支援事業の実施や本市における地域福祉と子育て支援・発達支援のための拠点施設である所沢市こどもと福祉の未来館の設置といった、身近な地域において支援を受けられる体制の充実を図るための先進的な施策を実施しています。

これらの施策を効果的に進めていくためには、障害当事者や支援者の意見を踏まえ、共に取り組んでいくことが必要になりますが、本市では、市の附属機関である所沢市施策推進協議会や市内の支援者等で構成される所沢市自立支援協議会等の機関等と連携し、市全体が一丸となって施策を進めています。



所沢市子どもと福祉の未来館

所沢市子どもと福祉の未来館は、地域福祉の拠点施設である地域福祉センター及び子育て支援・発達支援のための拠点施設である子ども支援センターから構成される複合施設です。3階には所沢市社会福祉協議会が入居しています。

●地域福祉センター

地域福祉センターは、地域福祉の拠点として、福祉の相談窓口の設置、地域福祉計画の策定、民生委員・児童委員に対する支援、日本赤十字社（義援金など）に関する事務、施設の貸出等を行っています。中でも福祉の相談窓口では、当市の障害者相談支援体制の中核として、障害者の生活及び就労相談、手話通訳・要約筆記の派遣や、担い手の養成講座の開催を行うほか、生活困窮者への相談支援、成年後見に関する相談等、福祉に関する様々な相談に対し、一元的な対応やコーディネートを行っています。

●所沢市子ども支援センター「大地」

地域の子育てを支援する拠点として開設した所沢市子ども支援センターでは、子育て支援エリアと発達支援エリアが連携し、子育て家庭の支援を行います。

子育て支援エリア「ルピナス」では、交流施設「ひろば」の運営やところっこ子育てサポート事業（保育園等の利用に関する相談等）を行っています。

発達支援エリア「マーガレット」では、発達障害に関する相談や支援を、心理士、言語聴覚士、作業療法士、医師（非常勤）等のスタッフが丁寧に行っています。



住所：所沢市泉町 1861-1

●地域福祉センター

電話：2922-2116 FAX：2922-2195

●交流施設（ひろば）

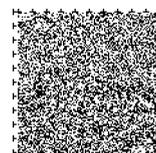
電話：2922-2117 FAX：2922-2197

●子育てコンシェルジュ

電話：2922-2238

●発達支援エリア

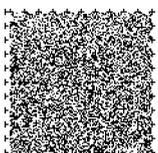
電話：2922-2118



2 計画の策定経過

1. 検討経過

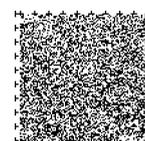
| 開催日 | 会議の名称等 | 内 容 |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 平成 29 年 7 月 3 日～6 日 | 社会福祉法人に対するヒアリング | |
| 7 月 7 日 | 障害者団体意見交換 障害者相談員意見交換 | |
| 7 月 19 日 | 第 1 回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会 | ・ 策定方針検討 ・ 策定スケジュール確認 |
| 8 月 2 日 | 第 2 回 所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 計画骨子案検討 |
| 10 月 3 日 | 第 2 回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会 | ・ 計画素案検討 |
| 10 月 11 日 | 第 4 回 所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 計画素案検討 |
| 10 月 23 日 | 第 2 回 所沢市自立支援協議会定例会 | ・ 計画素案検討 |
| 11 月 15 日 | 第 3 回 所沢市障害者支援計画策定検討委員会 | ・ 計画素案検討 |
| 11 月 30 日 | 第 5 回 所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 計画素案検討 |
| 平成 30 年 1 月 4 日～18 日 | パブリックコメントの募集 | |
| 2 月 13 日 | 第 6 回 所沢市障害者施策推進協議会 | ・ パブリックコメントの報告 ・ 計画案検討 |



2. 所沢市障害者施策推進協議会

(敬称略)

| 職名 | 所属 | 氏名 |
|------|------------------------|----------------------|
| 会長 | 日本社会事業大学大学院 | 植村 英晴 |
| 副会長 | 国立障害者リハビリテーションセンター | 石渡 博幸 |
| 委員 | 所沢市障がい者団体協議会 | 一木 昭憲 |
| | 所沢市障がい者団体協議会 | 玉津島 滝子 |
| | 所沢市障がい者団体協議会 | 仲 重夫 |
| | 所沢市障がい者団体協議会 | 木村 栄 |
| | 所沢市障がい者団体協議会 | 杉山 極子 (平成30年1月まで) |
| | | 粕谷 廣子 (平成30年2月から) |
| | 所沢・発達障害児者を支援する会 よつばくらぶ | 中島 亜希子 |
| | 社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 | 倉部 陽司 |
| | 社会福祉法人 皆成会 | 天羽 徳子 |
| | 社会福祉法人 藤の実会 | 渡邊 紀代子 |
| | 社会福祉法人 所沢しいのき会 | 熊谷 大 |
| | 所沢市医師会 | 猪俣 俊晴 |
| | 早稲田大学人間科学学術院 | 田中 英樹 |
| | 埼玉県立所沢特別支援学校 | 谷田 悦男 |
| | 所沢公共職業安定所 | 渋沢 修一 |
| | 所沢市自立支援協議会 | 鈴木 喜代子 |
| | 一般公募 | 徳川 光則 |
| | 一般公募 | 長本 和男 |
| 一般公募 | 川添 照子 | |

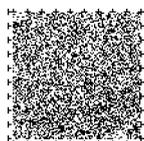


3. 所沢市自立支援協議会

(敬称略)

| 職名 | 所 属 | 氏 名 |
|-------------|---|---------|
| 会 長 | 社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 所沢市立かしの木学園 | 鈴木 喜代子 |
| 副会長 | 埼玉県立所沢特別支援学校 | 谷田 悦男 |
| 委 員 | 社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 ところざわ就労支援センター | 北 敦夫 |
| | 所沢市民生委員・児童委員連合会 | 小林 ヒデ子 |
| | 所沢児童相談所 | 藤瀬 亜希子 |
| | 所沢公共職業安定所 | 藤田 憲生 |
| | 教育委員会 学校教育課 (小手指小学校) | 鈴木 芙美 |
| | 高齢者支援課 | 宮武 奈津 |
| | 健康づくり支援課 | 後藤 かほり |
| | 障害児者を守る所沢連絡会 | 楠田 房雄 |
| | 社会福祉法人 藤の実会 ところざわ学園 | 綾部 美由紀 |
| | 医療生協 さいたま生活協同組合 老人保健施設 さんとめ | 野崎 裕子 |
| | 国立障害者リハビリテーションセンター 就労移行支援課 就労相談室 | 加木屋 小夜里 |
| | 社会福祉法人 ゆうき福祉会 | 豊田 淳一 |
| | 株式会社 LITALICO LITALICO ワークス所沢 | 笛木 由美 |
| | 特定非営利活動法人 えがおのたね 児童発達支援・放課後等デイサービス きなこ | 櫻場 敬子 |
| | 特定非営利活動法人 颯埜扉 相談支援センター しのひ | 青木 咲奈枝 |
| | 特定非営利活動法人 エヌピーオーいずみ 相談支援事業所 いずみ | 大門 竜司 |
| | 訪問看護ステーション アリスの夢 | 小池 真理子 |
| 所沢市手をつなぐ親の会 | 鈴木 恭子 | |

(次ページに続く)



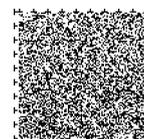
(敬称略)

| 職名 | 所 属 | 氏 名 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 委 員 | 社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 所沢市基幹相談支援センター | 後呂 由紀子 |
| | 社会福祉法人 藤の実会 生活支援ルーム さぼっと | 小野寺 耕二 |
| | 社会福祉法人 安心会 障害者生活支援センター 所沢しあわせの里 | 大津 アサ子 (平成29年8月まで) |
| | | 沼倉 二美子 (平成29年9月から) |
| | 社会福祉法人 皆成会 地域生活支援センター ほぷり | 篠崎 雅江 |
| | 社会福祉法人 所沢しいのき会 地域生活支援センター 所沢どんぐり | 小林 宏治 (平成29年10月まで) |
| 飯野 里美 (平成29年11月から) | | |

4. 第4次所沢市障害者支援計画策定検討委員会

(敬称略)

| 職 名 | 所 属 | 氏 名 |
|----------------|-----------|--------|
| 委員長 | 福祉部次長 | 北田 裕司 |
| 委 員 | 福祉総務課長 | 佐々木 厚 |
| | 障害福祉課長 | 並木 和人 |
| | 高齢者支援担当参事 | 瀬能 幸則 |
| | 介護保険課長 | 井上 典 |
| | 地域福祉センター長 | 斎藤 伸壽 |
| | こども政策課長 | 岸 克実 |
| | こども福祉課長 | 市來 広美 |
| | 保健医療課長 | 前田 広子 |
| | 健康管理課長 | 越智 三奈子 |
| | 健康づくり支援課長 | 野上 進 |
| 学校教育部次長兼学校教育課長 | 岩間 健一 | |



3 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例

1. 制定趣旨

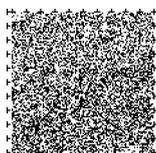
障害者差別解消法の基本理念を継承し、障害のある人に対する誤解や偏見など社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、共に支え合い、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指します。

「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下「条例」という。）」の制定にあたり、障害当事者や市民・事業者 20 名で構成する「(仮称) 所沢市障害者差別解消条例検討会」を組織し、条例素案の策定・検討を行い、本市の障害福祉行政に係る附属機関「所沢市障害者施策推進協議会」において、検討会等から聴取した意見を調整し、条例案を策定しました。

これらの検討・協議により策定した条例案について、パブリックコメント手続を実施するなど、意見をいただくための手続を行いました。

2. 制定経過

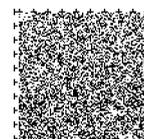
| 開催日 | 会議の名称等 | 内 容 |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 平成 28 年 10 月 6 日 | 第 1 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ スケジュールと制定体制の確認 |
| 11 月 14 日 | 第 1 回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会 | ・ スケジュールと制定体制の確認 ・ 障害を理由とする差別事例の共有 |
| 平成 29 年 1 月 23 日 | 第 2 回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会 | ・ 条例に求めるものについて検討 |
| 2 月 8 日 | 第 2 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 条例に求めるものについて検討 |
| 2 月 15 日 | 第 3 回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会 | ・ 条例素案検討 |
| 3 月 29 日 | 第 3 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 条例素案検討 |
| 5 月 11 日 | 第 4 回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会 | ・ 条例素案検討 ・ 前文検討 |
| 5 月 30 日 | 第 1 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 条例素案検討 ・ 前文検討 |
| 7 月 26 日 | 第 5 回（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会 | ・ 条例素案検討 ・ 条例名称検討 |
| 8 月 2 日 | 第 2 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 条例素案検討 ・ 条例名称検討 |
| 8 月 28 日 | 第 3 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ 条例素案検討 ・ 条例名称検討 |
| 10 月 10 日 ～10 月 30 日 | パブリックコメントの募集 | |
| 11 月 30 日 | 第 4 回所沢市障害者施策推進協議会 | ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 条例案検討 |



3. (仮称) 所沢市障害者差別解消条例検討会

(敬称略)

| 職名 | 所 属 | 氏 名 |
|------|---|---------|
| 会 長 | 早稲田大学人間科学学術院 | 田中 英樹 |
| 委 員 | 所沢市聴覚障害者協会 | 仲 典子 |
| | 障害児者を守る所沢連絡会 | 楠田 房雄 |
| | 自立生活センター所沢 | 久保田 さおり |
| | 所沢市視覚障害者福祉協会 | 吉田 武 |
| | 所沢市手をつなぐ親の会 | 本橋 幸太郎 |
| | 所沢・発達障害児者を支援する会 よつばくらぶ | 五里江 陽子 |
| | 所沢蒼空会 | 大場 エイ子 |
| | 所沢市民生委員・児童委員連合会 | 橋爪 猛 |
| | トコトコマップ実行委員 (OEC マルシェ株式会社) | 渋谷 正則 |
| | 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 所沢支部 | 藤永 博 |
| | 西武鉄道株式会社 | 山本 徳之 |
| | 埼玉県タクシー協会 所沢支部 (所沢交通株式会社) | 加藤 和伸 |
| | 西武バス株式会社 | 工藤 隆昭 |
| | 所沢商店街連合会 | 小澤 正明 |
| | 公益社団法人 所沢青年会議所 (弁護士法人 アルファ総合法律事務所 パートナー) | 加藤 剛毅 |
| | 所沢市立小手指小学校 | 荒井 恵美 |
| | 所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所 | 森本 裕子 |
| | 点訳グループ 花みずき | 小幡 育子 |
| | 一般公募 | 下河 雅彦 |
| 一般公募 | 鈴木 隆雄 | |



4. 条文

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例 (平成30年2月19日現在)

目次

前文

第1章 総則 (第1条 - 第3条)

第2章 社会的障壁の除去 (第4条 - 第7条)

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援 (第8条 - 第12条)

第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談等 (第13条 - 第20条)

第5章 雑則 (第21条)

附則

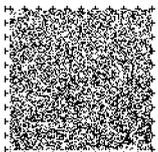
日本国憲法の基本的人権の規定を遵守し、誰もがその人個人として尊重されるとともに、自分の夢や目的の実現を自由に目指すことのできる社会を実現することは、わたしたちの共通した願いです。

しかし、障害のある人にとって利用しにくい建物や設備、交通手段、障害のある人に対する誤解や偏見、あるいは手話等の意思疎通に対する無関心といった様々な社会的障壁により、障害のある人の自立や社会参加が十分に果たされず、障害のある人の権利が侵害されている状況が今なお存在しています。

このため、市民、事業者及び市は、障害の有無にかかわらず、誰もが自らの意思によって、持てる力を存分に発揮し、活躍できる社会を創るために、互いに手を取り合い、歩み寄り、助け合いながら社会的障壁を取り除いていかなければなりません。

わたしたちのまち所沢は、国内外の法整備の流れと連動して、所沢市障害者支援計画、所沢市交通バリアフリー基本構想及び所沢市ユニバーサルデザイン推進基本方針を策定し、障害のある人の自立と社会参加を促すための施策を計画的に実施してきました。

また、障害者リハビリテーションの中核機関である国立障害者リハビリテーションセンターがあり、障害のある人と様々な場面で接する機会が多くあるという背景



から、障害のある人への理解が深く、埼玉県内で初めてとなる障害者就労支援センターの設置、要約筆記者の養成から派遣までの一貫した事業の実施、市の単独実施としては全国初となる在宅の重度精神障害者に対する精神障害者アウトリーチ支援事業の実施といった先進的な取組も行ってきました。

わたしたちは、今後そのような取組を発展させ、障害の有無にかかわらず、誰もが生まれながらに持っている権利の主体として、共に支え合い、認め合い、人々との絆(きずな)を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

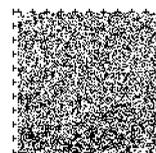
(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も共に助け合い、あらゆる社会的障壁を取り除くことで、障害の有無又は意思疎通の形態、手段及び様式にかかわらず、全ての人々が個人として尊重され、社会に参加し、共に支え合って暮らしていける共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通 言語（手話その他の形態の非音声言語を含む。）、文字の表示、点字、触覚を使う方法、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な方法（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。



- (4) 合理的配慮 障害のある人が社会的障壁の除去を必要としていると認識できる場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で行う社会的障壁の除去をいう。
- (5) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できる状態をいう。
- (6) 市民 障害の有無にかかわらず、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (8) 支援者 障害のある人の保護者、養護者その他障害のある人を支援するものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 障害のある人が権利の主体であるという認識の下、その権利を尊重すること。
- (2) 障害に対する理解を深めること。
- (3) 障害のある人が、地域において自立して生活できること。
- (4) 手話その他の形態の非音声言語が言語であること。
- (5) 障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応を行うこと。
- (6) 社会的障壁の除去に当たり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れること。

第2章 社会的障壁の除去

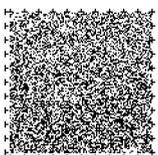
(不利益な取扱いの禁止)

第4条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを正当な理由なく行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる施策を推進しなければならない。

- (1) 障害のある人が自立した生活を送るために必要な支援
- (2) 障害の理解を促進するための周知及び啓発
- (3) 障害のある人同士又は障害のある人とない人が交流するための機会の提供
- (4) 市の職員及び所沢市立小・中学校の県費負担教職員に対する障害の理解を促進するための研修等の実施



(5) その他必要な取組

- 2 市は、障害のある人に合理的配慮をしなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者がこの条例に規定する取組を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、共生社会の実現に必要な施策に対し、市と協力して取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、障害のある人に合理的配慮をするように努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、自ら障害に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

第7条 障害のある人及び支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障害を理由とする困難又は必要な配慮の内容について、配慮しようとするものと共有するよう努めるものとする。

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援

(意思疎通)

第8条 何人も、意思の疎通を図ることが困難なことにより障害のある人が不利益を被ることがないように留意するものとする。

- 2 市は、障害のある人が自ら選択する意思疎通の形態、手段及び様式を自由に利用できるよう、その普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談への対応及び支援を行うものとする。
- 3 市及び事業者は、障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報を受け取る場合は、合理的配慮をするものとする。

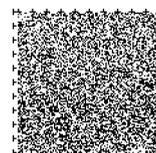
(教育)

第9条 市は、障害のある人が適切な教育を受けられるよう、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 合理的配慮をするための適切な教育環境の整備
- (2) 障害のある人及びその保護者に対する合理的配慮
- (3) 障害のある人とない人との交流の機会の創出その他必要な取組

- 2 市民及び事業者は、前項各号の施策に協力するよう努めるものとする。

(就労支援)



第10条 市は、障害のある人の就労を促進するため、関係機関と連携し、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 就労に関する相談その他の支援の実施
- (2) 事業者に対する、障害のある人が働きやすい環境の整備の必要性に関する周知及び啓発

2 事業者は、障害のある人の就労を促進するため、障害のある人が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第11条 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設を市が設計し、及び整備する場合は、障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮をするものとする。

2 市は、不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設の管理に当たっては、障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮をするよう努めるものとする。

3 不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害のある人がこれらの施設等を利用する場合は、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(居住場所の確保)

第12条 市は、障害のある人が可能な限り自分の選択した地域で生活できるよう、障害のある人が居住する場所を確保し、居住を継続するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談等

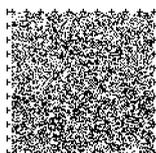
(相談)

第13条 何人も、第2章及び前章の規定に関連する事項について、相談機関（市及び市が委託する相談業務を実施する事業所をいう。以下同じ。）に相談することができる。

2 相談機関は、前項の規定により相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 前項に規定する相談の関係者間の調整
- (2) あっせんの申立ての支援
- (3) その他必要な助言及び関係機関への取次ぎ

(あっせんの申立て)



第14条 障害のある人（市民に限る。以下この条において同じ。）又はその支援者は、前条第2項第1号の対応が行われた後も、なお問題が解決されない場合は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、その解決のために必要なあっせんの申立てをすることができる。ただし、障害のある人本人の意思に反することが明らかであると認められるときは、その支援者は、申立てをすることができない。

2 前項の申立ては、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての手続をすることができる行政庁の処分であるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争であるとき。
- (3) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。
- (4) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
- (5) その他あっせんの必要がないと認めるとき。

3 市長は、前項第1号又は第2号に該当することにより障害のある人又はその支援者が申立てをすることができない場合は、適切な機関を紹介するものとする。

（あっせんの実施）

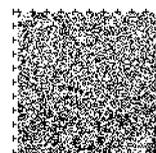
第15条 市長は、あっせんの必要があると認める場合は、第18条に定める所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会（以下この条、第18条第2項及び第19条第1項において「委員会」という。）に対し、あっせん案の作成を求めるものとする。

2 委員会は、前項のあっせん案を作成するに当たり、可能な限り当事者双方の意見を聴取しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認める場合は、当事者その他の審議に必要な者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、委員会が作成したあっせん案を基に、あっせんを行うものとする。

（勧告及び公表）

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、あっせんを受けた者が正当な理由なくそのあっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。



2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第17条 市長は、前条第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会の設置等)

第18条 この条例の規定に関するあっせん案の作成その他あっせんに関する事項の調整を目的として、所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会を置く。

2 前項に定める事項のほか、委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条に規定する事務を行う協議会と必要な情報交換を行うものとする。

(組織)

第19条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害のある人及び支援者
- (2) 福祉、法律その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

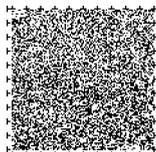
第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

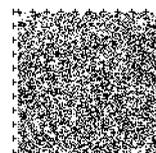
(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



- 2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 障害者施策推進協議会委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|----|--------|
| 社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会委員 | 日額 | 7,900円 |
|-------------------------|----|--------|



4 障害児に関する数値一覧

1. 手帳所持者等の状況（18歳未満）

■身体障害児数（等級別） ※本編 8 ページ関係

単位：人

| 等級別 | 平成27年3月末 | 平成28年3月末 | 平成29年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|
| 1級 | 85 | 76 | 73 |
| 2級 | 29 | 24 | 20 |
| 3級 | 22 | 25 | 24 |
| 4級 | 14 | 17 | 20 |
| 5級 | 12 | 13 | 12 |
| 6級 | 8 | 9 | 10 |
| 身体障害者計 | 170 | 164 | 159 |

■知的障害児数（等級別） ※本編 10 ページ関係

単位：人

| 等級別 | 平成27年3月末 | 平成28年3月末 | 平成29年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|
| ㊤ | 91 | 91 | 97 |
| A | 92 | 90 | 98 |
| B | 129 | 147 | 145 |
| C | 278 | 313 | 304 |
| 知的障害者計 | 590 | 641 | 644 |

■精神障害児数（等級別） ※本編 12 ページ関係

単位：人

| 等級別 | 平成27年3月末 | 平成28年3月末 | 平成29年3月末 |
|--------|----------|----------|----------|
| 1級 | 5 | 9 | 11 |
| 2級 | 26 | 27 | 23 |
| 3級 | 10 | 9 | 13 |
| 精神障害者計 | 41 | 45 | 47 |

■埼玉県立の特別支援学校 児童生徒数 ※本編 15 ページ関係

単位：人

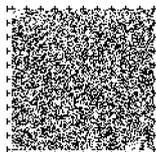
| | 平成26年5月1日 | 平成27年5月1日 | 平成28年5月1日 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 特別支援学校計 | 251 | 273 | 320 |

※所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校、和光特別支援学校、入間わかき高等特別支援学校の小学生、中学生、高校生の合計（所沢市民のみ）

■所沢市立の小・中学校の特別支援学級 児童生徒数

単位：人

| | 平成26年5月1日 | 平成27年5月1日 | 平成28年5月1日 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 小学校計 | 187 | 199 | 225 |
| 中学校計 | 96 | 88 | 81 |



2. 障害福祉サービス等（18歳未満）

■訪問系サービス ※本編 62 ページ関係

<実績> (月間)

| 種類 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|
| 居宅介護 | 546時間 | 498時間 |
| 同行援護 | | |
| 行動援護 | 29人 | 32人 |

<見込量> (月間)

| 種類 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 居宅介護 | 534時間 | 595時間 | 656時間 |
| 同行援護 | | | |
| 行動援護 | 26人 | 29人 | 32人 |

■日中活動系サービス ※本編 63 ページ、64 ページ関係

<実績> (月間)

| 種類 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------|--------|--------|
| 短期入所 | 58人日分 | 53人日分 |
| (福祉型・医療型) | 11人 | 9人 |

<見込量> (月間)

| 種類 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 短期入所 (福祉型) | 24人日分 | 30人日分 | 36人日分 |
| | 4人 | 5人 | 6人 |
| 短期入所 (医療型) | 36人日分 | 42人日分 | 48人日分 |
| | 6人 | 7人 | 8人 |

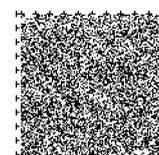
■相談支援 ※本編 66 ページ関係

<実績> (月間)

| 種類 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 10人 | 11人 |

<見込量> (月間)

| 種類 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 10人 | 11人 | 12人 |



3. 地域生活支援事業

<実績> ※本編 68 ページ関係

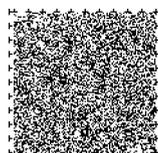
| 事業名 | | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------------------|-------------------|---------|---------|
| 日常生活 用具給付 等事業 | 介護・訓練支援用具 | 2件/年 | 2件/年 |
| | 自立生活支援用具 | 4件/年 | 9件/年 |
| | 在宅療養等支援用具 | 5件/年 | 2件/年 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 2件/年 | 0件/年 |
| | 排泄管理支援用具 | 49件/月 | 42件/月 |
| | 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 0件/年 | 1件/年 |
| 移動支援事業（利用者数） | | 22人 | 19人 |
| 移動支援事業（延べ利用時間数） | | 319時間/月 | 259時間/月 |
| 日中一時支援事業（利用者数） | | 78人/月 | 68人/月 |

<見込量> ※本編 69 ページ関係

| 事業名 | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------------------|-------------------|---------|---------|---------|
| 日常生活 用具給付 等事業 | 介護・訓練支援用具 | 2件/年 | 3件/年 | 4件/年 |
| | 自立生活支援用具 | 7件/年 | 8件/年 | 9件/年 |
| | 在宅療養等支援用具 | 3件/年 | 4件/年 | 5件/年 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 1件/年 | 2件/年 | 3件/年 |
| | 排泄管理支援用具 | 49件/月 | 50件/月 | 51件/月 |
| | 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 1件/年 | 1件/年 | 1件/年 |
| 移動支援事業（利用者数） | | 20人 | 21人 | 22人 |
| 移動支援事業（延べ利用時間数） | | 272時間/月 | 286時間/月 | 299時間/月 |
| 日中一時支援事業（利用者数） | | 62人/月 | 63人/月 | 64人/月 |

その他、障害児福祉計画に係る事業

- ・ 障害児支援の提供体制の整備等（本編 61 ページ参照）
- ・ 障害児通所支援等（本編 67 ページ参照）
- ・ 障害児の子ども・子育て支援等（本編 70 ページ参照）



1. 障害者を対象としたアンケート

所沢市障害者支援計画のための アンケート調査ご協力をお願い



市議の皆様には、白頭から所沢市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

所沢市では現在、平成30年4月より始まる、「第4次所沢市障害者支援計画」の策定に取り組んでいます。

このアンケート調査は、障害のある人を中心に、障害の程度、障害の種類や障害の程度などについてお聞きしたい、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

皆様からご回答いただきました内容につきましては、統計的に処理し、個人が特定されることはありません。ぜひ、率直なご意見をお聞かせください。

ご多忙のところ登壇に存じますが、本調査の進捗をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年6月
所沢市長 藤本 正人

ご記入にあたってのお願い

1 このアンケート調査は、平成29年6月1日現在、障害者手帳をお持ちの方と指定障害者の家族を相手にお持ちの方を対象に約2,000名に送付しています。重複し、届いた場合につきましては、1通だけご回答ください。

2 回答は、あて名のご記入について記入してください。ご記入が記入できない場合は、ご家族や連絡者の方などがご記入と記載したり、ご記入の立場に立って、回答してください。

3 ご記入いただきました調査票は、同封の返送用封筒に入れて、7月7日(金)までにポストに投かんしてください。

※印字は水質です。封筒の裏面に着入先のお名前を記入する必要はありません。

※この調査に際してのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

所沢市役所 福祉部障害福祉課 計画担当
住 所：〒350-0801 所沢市本町一丁目1番地の1
電 話：04-2998-9116 (直通)
ファックス：04-2998-1147



トローん

あて名のご本人のことについてうかがいます

問1 この調査に回答していただく方は、どなたですか。(○は1つ)

1. あて名のご本人 (代筆を告ぐ)

2. 家族

3. 上記以外 ()

問2 あて名のご本人の性別・年齢 (平成29年6月1日現在) をお答えください。

1. 男性 ※年齢を記入
2. 女性 () 歳

問3 障害福祉サービスの他に介護保険のサービスを利用していますか。(○は1つ)

1. 認定を受けてサービスをj利用している

2. 認定を受けたが、サービスは利用していない

3. 認定を受けていない

4. 申請中である

問4 あて名のご本人がお持ちの子供及び障害の程度はどれですか。(○はいくつでも)

| | | | |
|-------------|------------------|--------|------------|
| 身体障害者手帳 | 1. 1級 | 3. 3級 | 5. 5級 |
| | 2. 2級 | 4. 4級 | 6. 6級 |
| 療育手帳 | 7. A | 8. A | 9. B 10. C |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 11. 1級 | 12. 2級 | 13. 3級 |
| | 14. 障害者手帳は持っていない | | |

いずれの子供を添付している方にかがいます

問4-1 手帳をはじめ交付されたのはいつですか。(○は1つ)

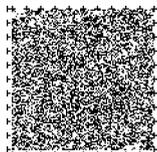
1. 生まれてから幼児までの年齢 (小学校入学前まで)

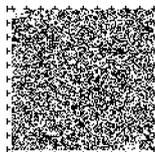
2. 6歳から17歳までの年齢

3. 18歳から39歳までの年齢

4. 40歳から64歳までの年齢

5. 65歳以上になってから





身体障害者手帳をお持ちの方のみにつかいます

前4-2 次の1～6のうち、障害の程度はどれですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------|-----------------|----------|
| 1. 聴覚 | 3. 中等聴覚 | 5. 肢体不自由 |
| 2. 聴覚 | 4. 音声・言語、もしくは機能 | 6. 内面障害 |

前5 これまでに次の診断または認定を受けたことがありますか。(どちらか1つに○)

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 指定障害・指定疾患 | 1. ある | 2. ない |
| 小児慢性特定疾病 | 1. ある | 2. ない |
| 発達障害 | 1. ある | 2. ない |
| 知的脳神経障害 | 1. ある | 2. ない |

前6 あて者のご本人が現在受けている医療的ケアの種類をおたずねします。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 人工呼吸器の使用 | 9. 自己注射 |
| 2. 気管切開後の管理 | 10. ストマ管理 |
| 3. 吸引 | 11. 導尿 (膀胱留置カテーテルを含む) |
| 4. 吸引 | 12. 排便管理 (装尿、挿便など) |
| 5. 在宅酸素 | 13. スキンケア (褥瘡予防など) |
| 6. 在宅守心療剤投与 | 14. 脳灌洗 |
| 7. 経管栄養 | 15. その他() |
| 8. 人工透析 (血液透析を含む) | |

前7 現在、あて者のご本人が暮らしているところは、次のどれですか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 自宅 (持ち家、賃貸、社宅など) |
| 2. 障害のある人向け住宅 |
| 3. グループホーム等 (介護や見守りがある少人数の共同生活の場) |
| 4. 障害のある人の入所の福祉施設 |
| 5. 病院に入院中 |
| 6. その他 () |

前7 「1. 自宅」または「2. 障害のある人向け住宅」に回答した方のみにつかいます

前7-1 あて者のご本人はどなたと一緒に暮らしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1. ひとり暮らし | 6. その他の家族 () |
| 2. 配偶者 | 7. 兄弟・姉妹 |
| 3. 親・養父母 | 8. ボランティア・NPOの職員 |
| 4. 兄弟姉妹 (兄弟姉妹の配偶者を含む) | 9. その他 |
| 5. 子ども・孫(子ども、孫の配偶者を含む) () | |

前8 あて者のご本人が働いていることはありますか。(18歳未満の方は選択肢20～32からも選んでください。(あてはまるものをすべて選んで○))

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 地域の理解を得ること | 11. 社会活動のこと |
| 2. 収入に関すること | 12. 趣味や生きがいを持つこと |
| 3. 財産管理のこと | 13. 読書のこと |
| 4. 家族関係のこと | 14. リハビリのこと |
| 5. 食事や身の回りのこと | 15. 教育・学習のこと |
| 6. 友達関係のこと | 16. 読者のこと |
| 7. 子どもの相談に関すること | 17. 必要な情報を得ること |
| 8. 現在の援助(介護)のこと | 18. 住宅のこと |
| 9. 将来の援助(介護)のこと | 19. その他() |
| 10. 交通手段のこと | 20. 特になし |

【18歳未満の方のみ】※18歳未満の方は以下の選択肢からも選んでください

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 21. 通学・通学が本職 | 27. 受け入れてくれる業や学校が少ない |
| 22. 授業や活動についていけない | 28. トイレなどの設備が完備されていない |
| 23. 先生の理解が足りない | 29. 先生(補助する人)の数が少ない |
| 24. 習字などのある先生が少ない | 30. 学校内・園内での活動が丁寧でない |
| 25. 児童・生徒の理解が足りない | 31. 施設内に適った場所がない |
| 26. 普通学級に入れてもらえない | 32. 長期休暇中に適った場所がない |

相談、介助や支援を行っている方（家族等）に聞いてお答えください

問9 相談、介助や支援を行っている方（家族等）が困っていることはありませんか。（あてはまるものをすべて選んで○）

- 1. 施設生活になりがち
- 2. 体が疲れる
- 3. 精神的に落ちる
- 4. 自分の前向きが持てない
- 5. 重い物などの外出ができない
- 6. 他の家族の負担が大きい
- 7. 仕事に出たいが出られない
- 8. 経済的な負担がかる
- 9. 他の家族の「力」を奪っていく
- 10. その他 ()
- 11. 特に困っていることはない

権利擁護についてうかがいます

問10 障害のある人に対する市民の理解度はどう考えますか。（○は1つ）

- 1. 理解されている
- 2. おおむね理解されている
- 3. あまり理解されていない
- 4. まったく理解されていない
- 5. わからない

問11 あなたは「障害者差別解消法」を知っていますか。（○は1つ）

・「障害者差別解消法」では、障害者に対して差別は解消できないにもかかわらず差別をすること（例えば差別的不利）と、二人の間の障害や健康に起因して発生する差別をなくするための差別の解消（たとえば目が不自由な人に対する駅までの対応策）を行わないこと（合理的配慮の不提供）が「差別」であるとして、行政機関や民間などにその除去を求めます。

- 1. 内容を知っている
- 2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- 3. 知らない、聞いたことがない

問12 次のような場所（場面）で、障害を理由に差別的不利を受け、または障害者に対する配慮が定まりないと感じることがありますか。（○はいくつでも）

- 1. 職場や学校
- 2. 買い物やレジャー先
- 3. 電車やバス
- 4. 駅や施設内
- 5. 病院
- 6. 税関
- 7. その他 ()
- 8. 特に差別を感じたことはない

問13 所沢市が、障害者虐待防止法の制定を受けて、障害者虐待に関する相談窓口を設けていることを知っていますか。（○は1つ）

- 1. 知っている
- 2. 障害者虐待防止法は知っているが、相談窓口については知らない
- 3. 障害者虐待防止法を知らない

※障害者虐待防止法(平成26年)は月1回から週1回は、施設やヘルパー等の行う一定の行為を虐待であると認定し、自治体に対応を義務付けています。所沢市では、お茶の水、所沢市福祉センターや相談支援センター(所沢)あおぞらの里、さぼとちまがり、所沢どんぐりで虐待に関する相談を受け付けています。

問14 成年見守り制度について知っていますか。（○は1つ）

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

生活支援についてうかがいます

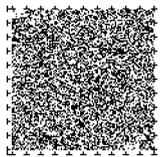
問15 あて名のご本人は、将来はどのような暮らし方を望んでいますか。（○は1つ）

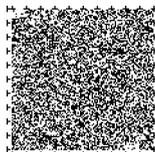
- 1. 自宅で暮らしたい
- 2. アパートやマンションを借りて暮らしたい
- 3. グループホーム等（介護や見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい
- 4. 障害のある人や高齢者向けの入所施設で暮らしたい
- 5. 病院に入りたい（入院を願いたい）
- 6. その他 ()
- 7. わからない

問15で「3. グループホーム」「4. 入所施設」を選んだ方にうかがいます。

問15-1 高齢者や子どもと一緒に生活できるグループホームや入所施設で暮らしたいと思いませんか。（○は1つ）

- 1. 思う
- 2. 思わない
- 3. わからない・どちらでもよい





前16 障害のある人が地域や社会に積極的に参加するために、特に大切なのは何だと考えていますか。(〇は3つまで)

1. 障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を確保する
2. 障害のある人が使いやすい施設を整備する
3. 障害のある人が困難者や子どもと交流できる場を整備する
4. 移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備する
5. 地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深める
6. ボランティアをもっと育成する
7. 障害のある人本人や家族同士が協力をしあう
8. その他 ()

前17 利用したことがある福祉サービスはどれですか。(〇はいくつでも)

1. 在宅におけるヘルパー利用
2. 外出におけるヘルパー利用
3. グループホーム・施設への入居
4. 外出する際の移動の支援
5. 養育所等訪問支援
6. 区画整理ケアが可能な施設の利用・介護
7. 就労移行支援
8. 通所施設の利用
9. ショートステイ
10. 施設員、日常生活支援員、訪問介護者の派遣

前17でいづれが〇をつけた人は

前17-1へ

〇を1つもつかなかった人は

次のページの 前17-2へ

前17の福祉サービスを利用したことのある方につかいます

- 前17-1福祉サービスの利用の有無、不満を感じたことは何ですか。(〇はいくつでも)
1. 支援者の対応に問題がある
 2. 利用料が高い
 3. 身寄りのない・事前に利用できない
 4. 利用したい日・時間に利用できない
 5. サービス内容が合っていない
 6. 設備が障害者に配慮されていない
 7. 相談や手続きが面倒
 8. プライバシーへの配慮が心配
 9. その他 ()
 10. 特に不満を感じたことはない

前17の福祉サービスを前利用していない方につかいます

前17-2 福祉サービスを利用していない理由は何か。(〇はいくつでも)

1. 必要を感じない
2. サービスのことも知らない
3. 利用の仕方がわからない
4. 利用料が高い
5. 身寄りのない・事前に利用できない
6. 利用したい日・時間に利用できない
7. 相談や手続きが面倒
8. プライバシーへの配慮が心配
9. 他人の意見をなりたくな
10. 家族等が反対する
11. その他 ()

前18 今後利用したい福祉サービスはどれですか。(〇はいくつでも)

1. 在宅におけるヘルパー利用
2. 外出におけるヘルパー利用
3. グループホーム、施設への入居
4. 外出する際の移動の支援
5. 養育所等訪問支援
6. 区画整理ケアが可能な施設の利用・介護
7. 就労移行支援
8. 通所施設の利用
9. ショートステイ
10. 施設員、日常生活支援員、訪問介護者の派遣

※前17～18の「福祉サービス」の詳細は以下のとおりです。

在宅時のヘルパー利用

…居宅介護、重度訪問介護、訪問入浴

外出する際の移動の支援

…同行支援、行動援護、移動支援

就労移行支援

…就労移行支援、就労前支援A型・B型

通所施設

…生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援、自閉症支援、発達支援センター

施設員

…車いす、義足、補聴器、義歯、眼鏡等 (介護保険で支給されたものは除く)

日常生活用具

…拡大鏡、点字機、入浴補助用具、スマートフォン、義歯、たんばり器等

相談支援についてうかがいます

前19 所沢市子どもと命の未来館の平に、障害者の相談窓口である「所沢市基幹相談支援センター」があります。利用したことがありますか。(〇は1つ)

1. 利用したことがある
2. 知っているが、利用したことがない
3. 知らない

前20 所沢市基幹相談支援センターや相談支援事業所（所沢しあわせの屋、さぼっど、ほぶり、所沢どんぐり）に障害生活の困りごとを相談したことがありますか。(〇は1つ)

1. 相談したことがある
2. 相談窓口のことは知っているが、相談したことがない
3. 相談窓口を知らない

前21 福祉サービスの利用計画の相談や作成を行う「計画相談支援」「障害児相談支援」（障害福祉分野におけるケアプランを作成すること）を利用したことがありますか。(〇は1つ)

1. 利用したことがある
2. 知っているが、利用したことがない
3. 知らない

前21で「1. 利用したことがある」と回答された方のみにかがいます

前21-1 作成された計画は満足できるものでしたか、ご自分の気持ちに近いものにつけてください。(〇は1つ)

1. とても満足
2. やや満足
3. やや不満
4. とても不満
5. どちらともいえない

前22 又所施設や病院から退院し、退院準備で地域生活を始めるとある障害者を施設や医療等のスタッフで支援する「地域移行支援・地域定着支援」について、利用したことがありますか。(〇は1つ)

1. 利用したことがある
2. 知っているが、利用したことがない
3. 知らない

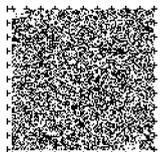
保健・医療についてうかがいます

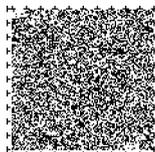
前23 あて名のご本人の、最近1年間の通院状況（リハビリを含む）はどの程度ですか。(〇は1つ)

1. 週1回以上
2. 月2～3回
3. 月1回程度
4. 2、3ヶ月に1回
5. 半年に1回
6. 年1回
7. 又聞き
8. ここ1年間で通院はしていない

前24 退院の節でお困りのこと、不安なことはありますか。(〇はいくつでも)

1. 障害が悪くなったたり「病状」が進むこと
2. 生活習慣病などの病状がある
3. 健康を保つ方法が分からない
4. 薬の用法や入浴グッズを適切に用いない
5. 薬の飲み方・量、量が分からない
6. 遅くても専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションが受けられない
8. 訪問看護や住居をしても満足しない
9. 障害に理解や経験のある医療従事者が少ない
10. 病状を悪えにくい、長期が分からない
11. 医師の意向や説明が分かりにくい
12. 障害に起因した身体機能が落ちていない
13. お金がかる
14. 交通が不便、移動が困難
15. 保健・医療費について相談するところがない
16. その他（ ）





【雇用・就労についてうかがいます】

前25 あての「ご来穴」は、現在、働いていますか。(〇は1つ)

1. 企業などで正社員、正社員として働いている (契約社員も含みます)
2. 企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている
3. 福祉サービス等に就いて働いている
4. 自営業者
5. 正社員外 (前条例に)
6. 今は働いていないが、今後働きたい
7. 働いていない (今後働きたいと思わない、就労や就学をしているため)

前25で「7. 今は働いていないが、今後働きたい」に回答した方のみにかかいます
前25-1 今後、どのように活動していきたいですか。(〇は1つ)

1. 企業などで「一般就労」したい
2. 将来の「一般就労」につながる就労訓練や研修を中心の活動にしたい
3. 将来の「一般就労」につながるが、希望が中心の活動にしたい
4. 研修継続維持・回復の訓練や生活訓練が中心の活動にしたい
5. 生活リズム・生活習慣の維持が中心の活動にしたい
6. その他 (前条例に)

前26 働くためにどのような支援が重要と思われるですか、何就職の場合も含みます。
(〇はいくつでも)

1. 障害にあった仕事内容であること
2. 障害にあった勤務条件であること
3. 資金が支出であること
4. 障害に配慮した設備が備わっていること
5. 通勤手段があること
6. 自宅で仕事ができること
7. 障害に対する理解があること
8. 通勤などの移動訓練があること
9. やりがいのある仕事があること
10. 雇用訓練が充実すること
11. その他 ()
12. 特になし

【安心・就労をまちづくりについてうかがいます】

前27 外出するときに困ったり不安に感じたりすることはありますか。(〇はいくつでも)

1. 歩道、道端、出入口付近がある
2. 階段の昇降が困難である
3. 路上に障害物がある
4. 標識・案内の案内がわかりにくい
5. 点字ブロック・盲点検知がない
6. 手すりがない
7. 歩道若しくはエレベーターが半半分
8. 公共の施設のバリアフリー化が不十分
9. 障害のある人が使えるトイレが少ない
10. 電車・バス・タクシー等の乗降が困難
11. 乗降券の購入・料金の支払いが困難
12. その他 ()
13. 特になし

前28 災害や地震などの災害時に、あなた自身で避難できないときに、頼りにできる人はいますか。(〇はいくつでも)

1. ひとりで避難できる
2. 「一軒に住んでいる家族
3. その他の家族・親戚
4. 近所・友人、近所の人
5. 地域の民
6. 福祉施設の職員や指導員
7. 障害者グループや団体の人
8. 民生委員・児童委員
9. ボランティア
10. 消防や警察
11. その他 ()
12. 頼りにできる人はいない

前29 災害時に不安に思うことはありますか。(〇はいくつでも)

1. 安全なところまで迅速に避難できない
2. 被害を減らすことができない
3. 被害状況、避難所の情報が入手できない
4. 周囲とコミュニケーションがとれない
5. 被害や設備が受けられない
6. 福祉員の対応が困難になる
7. 福祉員や日常生活用具の入手が困難になる
8. 避難所の設備や生活環境が不安
9. その他 ()

問5 あなたは障害のある人の手助けをしたことがありますか。(○は1つ)

1. ある (→問6へ) 2. ない (→問7へ)

(問5で「1. ある」と回答した方にお聞きします)

問6 それはどのような理由からですか。(○は1つ)

1. 身内や近所に障害のある人がおり、障害について知っているから
 2. 困ったときはお互い様という気持ちから
 3. 趣味の活動で関わりがあるから
 4. 将来自分が障害者になる可能性があるから
 5. 特に理由はない・わからない
 6. その他 ()

(問5で「2. ない」と回答した方にお聞きします)

問7 その理由はなんですか。(○はいくつでも)

1. たまたま機会がなかったから
 2. 自分が何をすればよいかわからなかったから
 3. お断りになるような気がしたから
 4. 専門の人や関係者に任せたいと思ったから
 5. 自分にとって負担になるような気がしたから
 6. 特に理由はない・わからない
 7. その他 ()

2

問8 あなたが今後、障害のある人と交流(支援)するには、どのようなことが必要ですか。(○はいくつでも)

1. 十分な情報提供
 2. ボランティアなどの仲結びづくりの機会
 3. 市民意識のさらなる向上
 4. 障害のある人と出会う機会
 5. 参加しやすい時間・場所でのイベントの開催
 6. 地域や学校での福祉教育の推進
 7. その他 ()

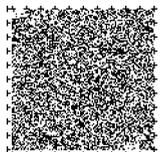
問9 あなたは、障害のある人が生活の場面で不適切な対応をされたり、いやな思いをしているのを見ることがありますか(○は1つ)

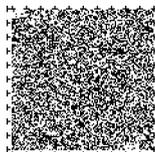
1. よくある
 2. ときどきある
 3. あまりない
 4. 全くない

問10 あなたは、障害を理由とした差別や偏見が現実にあると思いますか(○は1つ)

1. あると思う
 2. 少しはあると思う
 3. ないと思う
 4. わからない

3





問 11 あなたは「障害者差別解消法」を知っていますか (○は1つ)

1. 内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3. 知らない、聞いたことがない

・「障害者差別解消法」では、障害者に対して正当な理由がないにもかかわらず差別をすること(不当な差別)と、一人ひとりの特徴や境遇に応じて発生する障害・困難を取り除くために行う、個別の調整や変更を行わないこと(合理的配慮の不提供)が「差別」であるとして、行政や企業などにその除去を求めています。

・「不当な差別(取扱い)」とは、行政サービスの窓口において、サービスの提供が十分可能であるにもかかわらず、障害者の障害を理由なく拒回しにすることや、異なることを行います。

・「合理的配慮の不提供」とは、高いニーズを持っている方が、高いところにある書類に手が届かず困っている状態を改善して欲しい等の意思の表明があった場合に、容易に対応できるにもかかわらず、それをしないようなことを言います。

問 12 あなたは「障害者虐待防止法」を知っていますか (○は1つ)

1. 内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3. 知らない、聞いたことがない

・「障害者虐待防止法」(平成24年10月1日から施行)は、国や自治体、障害者福祉施設職員などに障害者虐待を防止するための責任と義務を課す法律です。

・虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は(自治体や施設職員に限らず誰でも)速やかに虐待する義務が定められています。

問 13 あなたは「ユニバーサルデザイン」や「ノーマライゼーション」という言葉を知っていますか。(○は1つ)

1. 両方とも知っている
2. 「ユニバーサルデザイン」は知っている
3. 「ノーマライゼーション」は知っている
4. 両方とも知らない、聞いたことがない

・「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにつくられた、製品・情報・環境・建物のデザインのことです。

・「ノーマライゼーション」とは、障害者や高齢者などの方が、障害のない人と同じように平等に暮らしている社会が正常な家であるという考え方のことです。

問 14 障害の種類にはいろいろありますが、あなたはどれくらいご存じですか。(ア～カの項目ごとに、それぞれ○は1つ)

| | 障害の内容や特徴を知っている | 名前を知っている | 知らない |
|------------|----------------|----------|------|
| ア. 身体障害 | 1 | 2 | 3 |
| イ. 知的障害 | 1 | 2 | 3 |
| ウ. 精神障害 | 1 | 2 | 3 |
| エ. 難病 | 1 | 2 | 3 |
| オ. 発達障害 | 1 | 2 | 3 |
| カ. 高次脳機能障害 | 1 | 2 | 3 |

参考：障害の種類

ア. 身体障害 (視覚、聴覚、嗅覚、音声、言語、手足、顔面、もしくは、身体不自由、内部障害)
 ・身体障害者(児)は、障害の程度により1～6級までに分かれており、最も重症の方が1級です。

イ. 知的障害

・知的障害者(児)は、本県では療育手帳(みどりの手帳)の(A)、A、B、Cまでの4段階に分かれており、最も重症の方が(A)です。

ウ. 精神障害

・精神障害者は、主にうつ病や統合失調症などの病気が原因となり、さまざまな精神状態の症状がでる方のことです。障害の程度により1～3級までに分かれており、最も重症の方が1級です。

エ. 難病

・難病とは、「原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない病気」や、「経過が慢性にわたり、単に経済的な困難のみならず、介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が重い病気」を指します。平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」の中で、難病の方も障害者として位置づけられました。

オ. 発達障害

・発達障害とは「自閉性、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、これに関する脳機能の障害であって、その症状が通常発年齢において発現するものとして法令で定めるもの」と定義され、平成23年度の障害者基本法の改正により、障害者として明記されました。

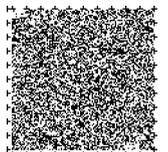
カ. 高次脳機能障害

・高次脳機能障害とは、脳部外傷、脳血管障害等で脳に損傷を受け、その結果生じた脳の持つ知的な活動に障害が生じた状態をいいます。

○最後に、ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

Blank lined area for writing comments.

質問は以上です。



問5で「2. ない」と回答した方にお聞きします

問7 その理由はなんですか。(〇はいくつでも)

1. たまたま機会がなかったから
2. 自分が何をすればよいか(どう履けばよいか)わからなかったから
3. お紹介になるような気がしたから
4. 専門の人や関係者に任せたいと思ったから
5. 自分にとって負担になるような気がしたから
6. 特に理由は無い・わからない
7. その他()

問8 あなたは、障害のある人が生活の場面で不適切な対応をされたり、いやな思いをしているのを見ることがありますか(〇は1つ)

1. よくある
2. ときどきある
3. あまりない
4. 全くない

問9 あなたは、障害を理由とした差別や偏見が現実にあると思いますか(〇は1つ)

1. あると思う
2. 少しはあると思う
3. ないと思う
4. わからない

問10 あなたは、昔と比べて障害を理由とした差別や偏見が改善されたと思いますか(〇は1つ)

1. かなり改善されている
2. 少しずつ改善されている
3. あまり改善されていない
4. 改善されていない
5. どちらともいえない
6. わからない

問11 あなたは、「障害者基本法」について知っていますか。(〇は1つ)

1. 内容を知っている
2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3. 知らない、聞いたことがない

・「障害者基本法」とは、障害者施策に関する最も基本的な法律です。
 ・「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の促進等のための施策に関し、基本原則を定め、総合かつ計画的に推進する」ことを目的としています。
 ・国策の責務として、基本原則にのっとり、目的に規定する社会の実現に寄与するよう努めることとされています。

問12 「国連障害者の権利条約」を平成26年2月に日本も批准しましたが、あなたはどの条約を知っていますか(〇は1つ)

1. 内容を知っている
2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3. 知らない、聞いたことがない

・平成18年国に定められた「国連障害者の権利条約」は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること等を目的とした条約です。
 ・条約に批准したことで、障害者の権利の実現に向けた取り組みを一層推進していくことが求められます。

問13 あなたは「障害者差別解消法」を知っていますか(〇は1つ)

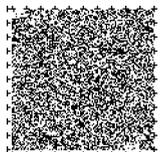
1. 内容を知っている
2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3. 知らない、聞いたことがない

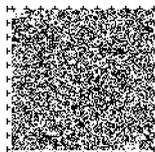
・「障害者差別解消法」では、障害者に対して正当な理由がないにもかかわらず差別をすること(不当な差別的扱い)と、一人ひとりの特徴や障害に応じて発生する障害・困難さを取り除くために行う、個別の調整や変更を行わないこと(合理的配慮の不提供)が「差別」であるとして、行政や企業などにその除去を求めています。
 ・「不当な差別的取扱い」とは、市役所等の窓口において、サービスの提供が十分可能であるにもかかわらず、障害者の障害を理由なく拒回しにするようなことを言います。
 ・「合理的配慮の不提供」とは、拒回せずに働いている方が、高いところにある書類に手が届かず届いて欲している旨の意思の表明があった場合に、書類に対応できるようにもかわからず、それをしないようなことを言います。

問14 あなたは「障害者虐待防止法」を知っていますか(〇は1つ)

1. 内容を知っている
2. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3. 知らない、聞いたことがない

・「障害者虐待防止法」(平成24年10月1日から施行)は、国や自治体、障害者福祉施設職員などに障害者虐待を防止するための責任と義務を課す法律です。
 ・虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は(自治体や施設職員に限らず誰でも)速やかに通報する義務が定められています。





問 15 あなたは「ユニバーサルデザイン」や「ノーマライゼーション」という言葉を知っていますか。○は1つ

1. 両方とも知っている
2. 「ユニバーサルデザイン」は知っている
3. 「ノーマライゼーション」は知っている
4. 両方とも知らない、聞いたことがない

・「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにつくられた、製品・情報・環境のデザインのことです。
 ・「ノーマライゼーション」とは、障害者や高齢者などが、障害のない人と同じように平等に暮らしていける社会が正常な家であるという考え方のことです。

問 16 災害などのとき、あなたは障害のある人に対して何ができると思いますが、○はいくつでも

1. 地震や火事、暴雨など、災害が来たことを知らせる
2. 安否確認を行う
3. 避難を手助けする
4. 避難の際に、声かけなどを行う
5. その他 ()
6. 何かできるとは思わない
7. わからない

問 17 障害のある人が地域や社会に積極的に参加するために、特に大切なことは何だとお思いですか。○は3つまで

1. 障害のある人が参加しやすい地域活動やイベントなどの機会を増やす
2. 障害のある人が使いやすい施設を整備する
3. 移動が困難な人に配慮して、交通機関や道路を整備する
4. 地域や社会が障害や障害のある人に対する理解を深める
5. より多くのボランティアを育成する
6. 障害者本人や家族同士が協力しあう
7. その他 (具体的に:)
8. 特にない

問 18 障害の種類にはいろいろありますが、あなたはどれくらい存じですか。(ア～カにつき、それぞれ○は1つ)

| | 内容や特徴を知っている | 聞いたことがある | 知らない |
|------------|-------------|----------|------|
| ア. 身体障害 | 1 | 2 | 3 |
| イ. 知的障害 | 1 | 2 | 3 |
| ウ. 精神障害 | 1 | 2 | 3 |
| エ. 難病 | 1 | 2 | 3 |
| オ. 発達障害 | 1 | 2 | 3 |
| カ. 高次脳機能障害 | 1 | 2 | 3 |

参考：障害の種類
 ア. 身体障害 (視覚、聴覚、嗅覚、音声、言語、器用、そして、手足、身体不自由、内部障害)
 ・身体障害者 (児) は、障害の程度により1～6級までに分かれており、最も重度の方が1級です。
 イ. 知的障害
 ・知的障害者 (児) は、本法では療育手帳の(A)、A、B、Cまでの4段階に分かれており、最も重度の方が(A)です。
 ウ. 精神障害
 ・精神障害者は、主にうつ病や統合失調症などの病気が原因となり、さまざまな精神状態等の症状がでる方のことです。障害の程度により1～3級までに分かれており、最も重度の方が1級です。
 エ. 難病
 ・難病とは、「原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病」や、「経過が慢性におたり、重く経済的な負担のみならず、介護等に著しく人手を要するために、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が重い疾病」を指します。平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」の中で、難病の方も障害者として位置づけられました。
 オ. 発達障害
 ・発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、これらに関する脳機能の障害であって、その症状が通常発年齢において発症するものとして法令で定めるもの」と定義され、平成23年度の障害者基本法の改正により、障害者として明記されました。
 カ. 高次脳機能障害
 ・高次脳機能障害とは、頭部外傷、脳血管障害等が原因に脳障害を受け、その結果生じた脳の持つ知的な活動に障害が生じた状態をいいます。

4. 事業所を対象としたアンケート

所沢市障害者支援計画のためのアンケート調査【事業所向け】

★差し支えなければ事業所名（施設名）を記入してください。

事業所名（施設名）：

問1 貴事業所の運営主体は以下のどれに該当しますか。（○は1つ）

- 1. 社会福祉法人
- 2. 医療法人（社団・財団）
- 3. 会社法人（株式会社等）
- 4. 特定非営利活動法人
- 5. 協同組合（農協等）
- 6. その他（ ）

問2 貴事業所が実施しているサービスは以下のどれになりますか。（○はいくつでも）

- 1. 居宅介護
- 2. 重症訪問介護
- 3. 同行援護
- 4. 行動援護
- 5. 重症障害者等包括支援
- 6. 児童発達支援
- 7. 放課後等デイサービス
- 8. 保母所等訪問支援
- 9. 知能入所
- 10. 療養介護
- 11. 生活介護
- 12. 施設入所支援
- 13. 共同生活援助
- 14. 自立訓練（機能訓練）
- 15. 自立訓練（生活訓練）
- 16. 就労移行支援
- 17. 就労継続支援（A・B）
- 18. 計画相談支援
- 19. 地域移行支援・地域定着支援
- 20. 移動支援
- 21. 地域活動支援センター
- 22. 日中一時支援
- 23. 相談支援（委託相談）
- 24. その他（ ）

事業所向け

所沢市障害者支援計画のためのアンケート調査ご協力をお願い



市民の皆様には、日頃から所沢市の障害福祉行政にご理解、ご協力をお願いいただき、ありがとうございます。

所沢市では現在、平成30年4月より始まる、新たな「第4次所沢市障害者支援計画」の策定に取り組んでいます。

このアンケート調査は、障害者福祉サービスを提供される事業所を対象に、障害者施策についてお聞きがたいし、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

皆様からご回答いただきました内容につきましては、統計的に整理し、個人が特定されることはございません。ぜひ、貴重なご意見をお聞かせください。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

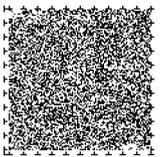
平成29年6月

所沢市長 藤本 正人

- ご記入にあたってのお願い
- 1. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、7月7日（金）までにポストに投かんしてください。
 - 2. 切手は不要です。
 - 3. このアンケート調査は、市内及び近隣の約200事業所を対象に送付しています。

※この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

所沢市役所 福祉部障害福祉課 計画担当
 住 所：埼玉県所沢市本町一丁目1番地の1
 電 話：04-2998-9116（直通）
 ファックス：04-2998-1147



問3 事業所を運営するうえで高値されていることはなんですか。(〇は3つまで)

- 1. 金銭面のやりくり
- 2. 職員の定着
- 3. 専門的職員の確保
- 4. 施設等の整備費用の発生
- 5. 利用者の確保
- 6. 利用者の要望への対応
- 7. 重度障害者への対応(医療的ケア等)
- 8. 関係機関(学校、病院等)との連携
- 9. 非常災害時の対応
- 10. 差別解消・虐待防止の取組の実施
- 11. その他()
- 12. 特になし

問4 所沢市の障害者支援の取組はどのようなことだと思えますか。(〇は3つまで)

- 1. 市内に施設が充実している
- 2. 関係機関の連携が取れている
- 3. 事業所に技能の高い職員が多い
- 4. ピアカウンセリングを受けられる環境が整備されている
- 5. 経営が安定している事業所が多い
- 6. 市民の理解度が高い
- 7. その他()

問5 所沢市の障害者支援の取組はどのようなことだと思えますか。(〇は3つまで)

- 1. 市内に施設が不足している
- 2. 関係機関の連携が取れていない
- 3. 事業所に技能の高い職員が少ない
- 4. ピアカウンセリングを受けられる環境が整備されていない
- 5. 経営が不安定な事業所が多い
- 6. 市民の理解度が低い
- 7. その他()

問6 従事者の資質をさらに向上させざるを得ないと思われることを実施していただけますか。具体的にお願いします。

(例：「国家資格所持者への手当の支給」「勉強会の実施」「資格取得への助成金の交付」など)

問7 「障害者差別解消法」を知っていますか。(〇は1つ)

- 1. 内容を知らずに、事業所としてそれに基づく対応を行っている
- 2. 内容を知らずにいるが、事業所として特に対応はしていない
- 3. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- 4. 知らない、聞いたことがない

・「障害者差別解消法」は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。
 ・ここで「差別」とは、障害者に対して正当な理由がないにもかかわらず差別をすること(不当な差別的扱い)と、一人ひとりの特徴や場合にに応じて発生する障害・困難さを取り除くために行う、個別の調整や変更を行わないこと(合理的配慮の不提供)の2つがあり、行政や企業などでの取組が求められています。

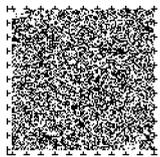
問8 利用者から差別の解消に関する対応を求められた場合、どのような対応が可能ですか(〇はいくつでも)

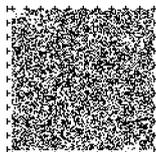
- 1. 施設のパリアフリー化等のハード面の対応
- 2. 利用者の要望に柔軟に対応できるような職員体制の整備
- 3. 職員に対する法の周知や技能を向上させるための研修の実施
- 4. その他()

問9 「障害者虐待防止法」を知っていますか。(〇は1つ)

- 1. 法について把握しており、職員向けの研修等の取組を行っている
- 2. 法について把握しているが、それについての具体的な取組は行っていない
- 3. 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- 4. 知らない、聞いたことがない

・「障害者虐待防止法」(平成24年10月1日から施行)は、国や自治体、障害者福祉施設職員などに障害者虐待を防止するための責任と義務を課す法律です。
 ・虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は(自治体や施設職員に限らず誰でも)速やかに通報する義務が定められています。
 ・所沢市では、市役所のほか、所沢市高齢福祉支援センター、所沢しあわせの里、さばっと、ばがり、所沢どんぐりの5事業所が虐待通報窓口となっています。





問 10 サービスを提供する中で、利用者からの苦情、要望が多いものはどのようなことですか。具体的に書きてください。

(例：「サービスの質をもっとよくなってほしい」「利用者の負担が大変多い」「他の障害福祉サービスの情報がほしい」「自治体連携をしてほしい」など)

○最後に、ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....

大変恐れ入りますが、このアンケートは 7月7日(金) までに
ポストに投かんしてください。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

